

(閲) ⑥ - 10 |

令和 6 年 8 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿



茨城県守谷市百合ヶ丘二丁目 2694 番地の 41

イシンカイ

医療法人 至心会

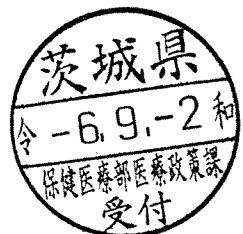
理事長 小林 賢

印

電話 0297-48-4891

## 決 算 届

令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。



取扱課 医療政策課	経由機関名 茨城県竜ヶ崎保健所 地域保健推進室(郵便)	件番 第 97 号
		6 年 8 月 30 日

事 業 報 告 書  
(自 令和 5 年 7 月 1 日 至 令和 6 年 6 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人至心会

- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 茨城県守谷市百合ヶ丘二丁目 2694番地の41

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 19 年 2 月 28 日

(4) 設立登記年月日 平成 19 年 3 月 19 日

(5) 役員及び評議員

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。  
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第 46 条の 5 第 6 項参照)  
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 46 条の 4 第 1 項参考)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院				
診療所	よしみ内科胃腸科医院	08012410355	茨城県守谷市百合ヶ丘二丁目 2694 番地の 41	なし
介護老人保健施				

## [別 紙]

## 様式1

設				
介護医療院				

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

## (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。

## (3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

## (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年8月25日 令和4年度決算の決定

令和6年6月25日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

## (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

## (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

## (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

## (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

## (9) そ の 他

## 様式 2

法人名 医療法人 至心会  
 所在地 茨城県守谷市百合ヶ丘二丁目2694番地の41

※医療法人整理番号

財 産 目 錄  
 (令和6年6月30日現在)

1. 資 産 額	84,117 千円
2. 負 債 額	58,473 千円
3. 純 資 産 額	25,643 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	50,196
B 固定資産	33,920
C 資産合計 (A+B)	84,117
D 負債合計	58,473
E 純資産 (C-D)	25,643

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	( <input type="checkbox"/> 法人所有 ■ 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	( <input type="checkbox"/> 法人所有 ■ 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

## 様式3-3

法人名 医療法人 至心会  
 所在地 茨城県守谷市百合ヶ丘二丁目2694番地の41

※医療法人整理番号

## 貸 借 対 照 表

(令和6年6月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	50,196	I 流動負債	13,156
II 固定資産	33,920	II 固定負債	45,317
1 有形固定資産	15,602	負債合計	58,473
2 無形固定資産	286	純資産の部	
3 その他の資産	18,031	科目	金額
		I 資本剰余金	19,000
		II 利益剰余金	6,643
		1 代替基金	
		2 その他利益剰余金	6,643
		III 評価・換算差額等	
		IV 基金	
		純資産合計	25,643
資産合計	84,117	負債・純資産合計	84,117

## 様式4-2

法人名 医療法人 至心会  
 所在地 茨城県守谷市百合ヶ丘二丁目2694番地の41

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
 (自 令和5年 7月 1日 至 令和6年 6月 30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	128,387
2 事 業 費 用	142,583
本來業務事業損失	14,196
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	
2 事 業 費 用	
附帶業務事業利益	
事 業 損 失	14,196
II 事 業 外 収 益	1,273
III 事 業 外 費 用	0
IV 特 別 利 益	12,922
V 特 別 損 失	429
税 引 前 当 期 純 損 失	0
法 人 税 等	12,493
当 期 純 損 失	185
	12,678

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

監事監査報告書

医療法人 至心会  
理事長 小林 穎 殿

私は、医療法人至心会の令和5会計年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年8月30日

医療法人 至心会

監事